ロ　定期報告

(i)　(1)の特例受入れ施設の要件の遵守状況及び4の雇用契約の要件の遵守状況について、次に掲げる特例インドネシア人看護師候補者の区分に応じてそれぞれ次に定める日現在で取りまとめ、遅滞なく、受入れ調整機関に報告すること。

(ｲ)　特例インドネシア人第一陣看護師候補者　平成二十四年一月一日

(ﾛ)　特例インドネシア人第二陣看護師候補者　平成二十五年一月一日

(ii)　その雇用する各特例インドネシア人看護師候補者の研修の実施状況について、次に掲げる特例インドネシア人看護師候補者の区分に応じてそれぞれ次に定める日現在で取りまとめ、遅滞なく、受入れ調整機関に報告すること。

(ｲ)　特例インドネシア人第一陣看護師候補者　平成二十三年十月一日

(ﾛ)　特例インドネシア人第二陣看護師候補者　平成二十四年十月一日

ハ　随時報告

(i)　その雇用する特例インドネシア人看護師候補者が死亡若しくは失踪した場合、又は当該特例インドネシア人看護師候補者が出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条第一項の規定に違反して収入を伴う事業を運営する活動若しくは報酬を受ける活動を行っていると思料する場合には、速やかに受入れ調整機関に報告すること。

(ii)　その雇用する特例インドネシア人看護師候補者との雇用契約を終了する場合には、あらかじめ、その旨を受入れ調整機関に報告すること。

(iii)　その雇用する特例インドネシア人看護師候補者について、次に掲げる特例インドネシア人看護師候補者の区分に応じてそれぞれ次に定める看護師国家試験の合否の結果を把握し、速やかに受入れ調整機関に報告すること。

(ｲ)　特例インドネシア人第一陣看護師候補者　平成二十三年度看護師試験

(ﾛ)　特例インドネシア人第二陣看護師候補者　平成二十四年度看護師試験

(iv)　その雇用する特例インドネシア人看護師候補者が帰国した場合には、帰国後、速やかにその旨を受入れ調整機関に報告すること。

3　研修の要件

1の(1)（同(2)において準用する場合を含む。）の研修は、次の(1)から(5)までに掲げる要件を満たさなければならない。

(1)　研修内容は、各特例インドネシア人看護師候補者の特性に応じて、次に掲げる特例インドネシア人看護師候補者の区分に応じてそれぞれ次に定める看護師国家試験の合格を目指すために適切なものとし、特例インドネシア人看護師候補者ごとに、これを実施するための看護研修改善計画が作成されていること。

イ　特例インドネシア人第一陣看護師候補者　平成二十三年度看護師試験

ロ　特例インドネシア人第二陣看護師候補者　平成二十四年度看護師試験

(2)　(1)の看護研修改善計画は、次の表の上欄に掲げる特例インドネシア人看護師候補者の区分に従い、それぞれ同表の中欄に掲げる看護師国家試験の時点における看護研修計画に対する評価を踏まえ、同表の下欄に掲げる看護師国家試験の合格を目指すための改善内容について明らかにしたものであること。

区　分	看護師国家試験	看護師国家試験
特例インドネシア人第一陣看護師候補者	平成二十二年度看護師試験	平成二十三年度看護師試験
特例インドネシア人第二陣看護師候補者	平成二十三年度看護師試験	平成二十四年度看護師試験

(3)　研修を統括する研修責任者並びに専門的な知識及び技術に関する学習の支援、日本語学習の支援、生活支援等を行う研修支援者が配置され、看護研修改善計画を実施するために必要な体制が整備されていること。

(4)　研修責任者は、原則として看護部門の教育責任者とし、研修支援者は、原則として三年以上の業務経験のある看護師とすること。

(5)　研修が行われる病床は、医療保険が適用されるものに限ること。

4　特例受入れ機関との雇用契約の要件

1の(1)（同(2)において準用する場合を含む。）の雇用契約は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることを内容とするものでなければならない。

二　介護福祉士の資格取得を目的とした研修としての就労

1　特例インドネシア人介護福祉士候補者の要件

特例インドネシア人介護福祉士候補者は、研修としての就労を適切に実施する等の観点から、次の(1)から(3)までに掲げる要件を満たさなければならない。

(1)　日インドネシア協定附属書十第一編第六節2の規定に基づき受入れ調整機関に紹介を受けた機関（特例インドネシア人介護福祉士候補者が更に法務省告示の特例による許可を受ける場合にあっては、受入れ調整機関に紹介を受けた機関）との雇用契約に基づいて、次のイ及びロの活動に従事する者であること。

イ　法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けてから平成二十四年度介護福祉士試験まで継続して行われる介護福祉士の監督の下での研修を通じた介護施設における平成二十四年度介護福祉士試験の合格のために必要な知識及び技術の修得

ロ　イの活動後、介護福祉士の監督の下での研修を通じた介護施設における必要な知識及び技術の修得

(2)　第一の三の2の責務にのっとり、3の介護研修改善計画に基づく研修に取り組むとの意思を誓約する署名を行った者であること。

(3)　平成二十三年度に実施された介護福祉士国家試験（以下「平成二十三年度介護福祉士試験」という。）において不合格であり、かつ、平成二十三年度介護福祉士試験の得点が、当該試験の合格点に一定の割合を乗じて得た点数として外務省から厚生労働省に対して通知のあった基準に相当する得点以上の者であること。